

第 19 回 紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 13 条の 3 第 1 項及び第 13 条の 4 の規定に基づき、第 19 回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

令和 5 年 9 月 15 日

厚生労働大臣 武見 敬三

- 1 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
- 2 試験日 令和 5 年 11 月 25 日（土）
- 3 試験科目 個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。
- 4 受験資格 社会保険労務士法第 13 条の 3 第 1 項に規定する研修の修了者。
- 5 受験手続
  - (1) 受験申込み 受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。
    - ア 社会保険労務士法施行規則（昭和 43 年厚生省・労働省令第 1 号。以下「則」という。）第 9 条の 4 第 2 項に規定する研修修了証又は則第 9 条の 5 第 2 項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。
    - イ 写真
  - (2) 受験手数料 受験手数料は、全国社会保

険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

(3) 受験申込先 全国社会保険労務士会連合会試験センター(〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階 電話03-6225-4882)(以下「試験センター」という。)

(4) 申込受付期間 令和5年9月19日(火)から10月6日(金)まで

簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和5年10月6日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験票の送付 受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7 合格者の発表 合格者の受験番号は、令和6年3月15日(金)の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

(2) 身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。

(3) 試験の詳細については、別途試験センターが作成する受験案内を参照すること。

(4) 受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、必要な金額の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(サイズ23.5cm×12cm:長型3号)を必ず同封すること。